

平成25年10月23日招集

平成25年第11回
にかほ市教育委員会会議録

にかほ市教育委員会

平成25年第11回にかほ市教育委員会会議録

1. 期日 平成25年10月23日 水曜日

2. 場所 金浦勤労青少年ホーム 音楽室

3. 開会 午後1時30分

4. 閉会 午後3時00分

5. 出席委員 委員長 大久保 敬一

委員 武田 國彦

委員 佐々木 郁子

委員 鈴木 和子

教育長 渡辺 徹

6. 説明のための出席者

教育次長 武藤 一男

総務課長 三浦 純

学校教育課長 高野 浩

社会教育課長 斎藤 榮八

学校教育課 主査 打矢 歩実

総務課 副主幹兼班長 加藤 十二

7. 書記 総務課 副主幹 斎藤 麗子

8. 会議に付した議案

議案第48号 にかほ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第50号 にかほ市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第51号 にかほ市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第52号 平成25年度要保護・準要保護児童生徒の認定（継続）について

議案第53号 にかほ市教育委員会職員の人事異動について

9. 可決した事項

議案第48号 にかほ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第50号 にかほ市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第51号 にかほ市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
議案第52号 平成25年度要保護・準要保護児童生徒の認定（継続）について
議案第53号 にかほ市教育委員会職員の人事異動について

10. 教育長報告

- (1) 秋田県市町村教育委員会連合会の研修会「道徳の教科化」について
- (2) 全国学力学習状況調査の学校別成績の開示について

11. その他

なし

12. その他の確認事項

なし

13. 会議の要旨

【開会 午後1時30分】

【大久保委員長】

それでは、平成25年第11回にかほ市教育委員会を開催いたします。今日の会議の出席委員は5名であります。議事日程の第1「会議録署名委員の指名」は、佐々木委員と鈴木委員にお願いいたします。書記には事務局の齊藤副主幹を指名します。

日程の第2「教育長報告」に入ります。教育長からお願いいいたします。

【教育長】

私からは二つあります。昨日、市町村教育委員会連合会の研修会が秋田市であります。内容としては、秋田公立美術大学教授による道徳教育の教科化についてでした。道徳を国語、算数と同じように教科にするということで、その「教科化の背景とその動向について」というタイトルでのお話をしました。その中で私が気になったことを話しますが、道徳教育が始まって55年経ったということでした。ところが、効果がない、実効が上がっていないということでした。私はこのことが今回の教科化の根底にあるような気がします。この教科化について賛成の人はこう言います。「道徳でも教えるべきことは教えるべきだ」と。反対の人は、「道徳は考えさせて育むべきだ」という考えです。そして、実際に道徳の時間がちゃんとやられていないのではないか、授業を行う先生方には指導の難しさがあるのではないか。ただ、この教授が言うには、理由はいろいろあるが、文科省の方針として道徳を教科化する方向に動くだろうというお話をでした。

そこで、私が考えたことは、教科にしても教科にしなくても、そんなことは問題ではないのではないか、やはり道徳の授業をやり易くして、実践し易くすることがむしろ大事なのではないかということです。中身の問題なのだと思います。そのためにも、教える道徳と考えさせ深める道徳の両方があつてもいいのだと思います。私は、道徳の始まりは、躾だと思うのです。子どもが生まれてから、小さい頃の躾、それが道徳の最初だと思います。この躾というのは、教えて身に付けさせる。

礼儀作法とか基本的な生活習慣などのベースになる部分というのは教えて身に付けさせなければならない。従って、子どもが小さいうちは躾なのです。小学校で道徳が始まるのですが、小学校低学年、中学年までは、躾のような発想でいいのではないかと思います。教えるべきところはしっかりと教える。ただ、小学校高学年から中学校にかけては、考え深める道徳を中心にしていかなければならないだろうと。この両方をバランスよく考えていかなければならないのだろうと思います。ですから、道徳の価値項目は学年ごとにあるわけですが、それは例えば、学習指導要領に出ていますので、この部分は教えるところだとか、この部分は考えさせ深めさせるところだとかを仕分けをして明示すると先生方が非常に指導しやすくなるのではないかと感じました。

それから、先生方の研修会でも何回か話ましたが、道徳的実践をもっともっと重視するべきだろうと。道徳的実践とは、道徳的価値について実際に行為としてやるということです。道徳の時間というのは、週に1時間あるのですが、その時に道徳的実践力を育成する、力を育成するのです。所謂、心の問題です。心を育てるということです。ただ、これが道徳的な実践につながらないと何のための道徳教育なのかと言われることになってしまいます。この道徳を考えた時に思い浮かべるのが、宮澤章二の詩です。あの東日本大震災の際にテレビで日本公共広告機構が流していた「行為の意味」という詩です。「こころはだれにも見えないけれど、こころづかいは見える。思ひは見えないけれど、思ひやりはだれにでも見える」と。心を育てるのは道徳の時間です。心づかいというものは行為です。道徳教育は学校教育全体で取り組むのだと言ってはいるのですが、その要を道徳の時間にしているのです。でも、これは心を育てる部分です。ならば、行為としての道徳教育の要も学校の中で必要なではないかということです。先生方の研修会で私が話しているのは、特別活動です。「成すことによって学ぶ」。行為をすることによって学んでいくというのが特別活動の基本的なスタンスなわけですから、それをもっともっと重視することで心の部分と行為の部分が繋がっていくのではないかなと思います。いずれにしても、道徳を教科化するにしてもしないにしても、大切なのは、道徳の授業を教師が取り組み易くすることですし、道徳的実践の場を学校教育の中で特別活動等を通じて重点化していくことが大切であると感じました。

二つ目は、新聞にも出ましたが、全国学力学習状況調査の学校別成績を開示するということです。これまで、文科省は、学力学習状況調査の要領の中で「学校別の成績の開示は好ましくない」と明確に言っていますが、今回は、それが外されました。来年度からは、学校別の成績の公表は市教委の判断で行えることが可能になりました。例えば、市内の小・中学校の平均点数等を出せるということです。これについては、おそらくこれから正式に文科省からの発表があれば、新聞社等から問い合わせがあると思います。その時は、どちらにしろ、教育委員会としてのしっかりとした理由付けが必要になると思います。私からは以上です。

【大久保委員長】

ただいま、教育長から、秋田県市町村教育委員会連合会の研修会の中身、道徳の教科化についてと学力テストが来年から市教委の判断で開示できることへの教育委員会としての理由付けが必要との報告がありました。委員の皆さんからご意見、ご質問ございませんか。

【教育長】

補足ですが、道徳を教科化するということになると、評価も必要になります。算数・数学、国語などはテストを行うことで点数で表れ、意欲があるなどを加味して評価ができるのですが、道徳も

思いやりの心が育っていますかなどをテストで評価してやれるかというのは疑問があるのも確かです。その辺がどうなのかというのもこれから大きな課題だと思います。

【大久保委員長】

文科省が教科化の方向に進めていったにしても、どういった中身で提示するものなのか、曖昧な形で現場に下してくるのではないのかなといったことも考えられます。

【教育長】

例えば、中学校の数学であれば、数学の専門の先生がいるわけです。そうすれば、道徳の専門の先生も教科として学校に配置しなければならないのかといったことも考えられます。

【大久保委員長】

大学で道徳の勉強は2単位程度だとすれば、ほとんどの現場の先生方はやりにくいのが現実な気がしますどのくらい深められたものが提示されるものなのかの動向を見ていかなければならぬだろうと思います。

【鈴木委員】

教科になる、ならないに関係なく、日々の授業の中で道徳的なことを指導する能力のない先生方は、長けた先生を少しでもお手本にして、子どもたちに普段の関わりの中で教えていくことを大事にしていかなければならない気がします。今、子どもたちにそれだけの問題があるから、こういった話が出るのだとすれば、先生方の意識を頑張って取り組んでいくという方向に向けていっても良いような気がします。

【学校教育課長】

表面的に見えてくる子どもたちの悪さだとかは、こここの地域ではなく、都会などで目立つ部分での話なのだと私は思います。教科になった場合の評価についてですが、教育長がおっしゃった道徳的実践が一緒にならないと評価が出来ないわけです。本音と建て前があって、頭のいい子ほどこう言っているのはこっちのほうが正しいなどと割り切って、テストではいい点数を取るわけです。だけども実践がなくて、頭だけ良くて悪いことをする子どもは道徳心に欠けていますので、その辺りも含めてどうしていくかは難しいところがあると思います。ですので、実践という意味で道徳の授業をもう一度考え方直して、いい授業を見て先生方も勉強をして、道徳の授業というのはこういうものだと、こういうことをやっていかなければいけないと共通理解をして、共通実践していくことが教科化に繋がっていくのではないかかなと思います。週に1時間しかない授業、年35時間しかない授業をしっかりとさせたいがためのものなのではないかなと思います。

【佐々木委員】

道徳は授業ではするのかも知れませんが、家庭に帰ってのことが一番大きいのではないかなと思いますので、親の協力がなければ、成り立たないのではないかなと思います。授業では、その時頑張っていい点数取るとは思いますが、実践は家庭の中の方が大半なのではないかと思います。

【教育長】

昔は、道徳的実践などという難しいことは言わなかつたけども、地域社会が実践をきちんとフォローしたわけです。行動を通して良い悪いを周りの大人たちが教えてくれていたわけです。地域の教育力が弱体化した、或いは、家庭の教育力が非常に弱くなっている、そういうことが背景にあるのかも知れません。

【大久保委員長】

にかほ市でもそういう状況がないとは言えないので、道徳の教科化については努力していく必要があるのかも知れませんので、委員の皆さんよろしくお願ひいたします。

教育長報告について、他に何かご意見やご質問ありませんか。

(なしの声)

それでは、教育長報告は以上といたします。続いて日程の第3に入ります。「議案第48号、にかほ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【社会教育課長】

(内容を詳細に説明)

【大久保委員長】

議案第48号について事務局より説明がありましたが、何か質疑やご意見ございますか。

(なしの声)

議案第48号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議案第48号については、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

次に日程の第4「議案第49号、にかほ市公民館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【社会教育課長】

(内容を詳細に説明)

【大久保委員長】

議案第49号について事務局より説明がありましたが、何か質疑やご意見ございますか。

(なしの声)

議案第49号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議案第49号については、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

次に日程の第5「議案第50号、にかほ市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【総務課長】

(内容を詳細に説明)

【大久保委員長】

議案第50号について事務局より説明がありましたが、何か質疑やご意見ございますか。

(なしの声)

議案第50号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議案第50号については、異議ないものと認め、原案のとおり制定することに決定しました。

次に日程の第6「議案第51号、にかほ市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【総務課長】

(内容を詳細に説明)

【大久保委員長】

議案第51号について事務局より説明がありましたが、何か質疑やご意見ございますか。

(なしの声)

議案第51号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議案第51号については、異議ないものと認め、原案のとおり制定することに決定しました。

次に日程の第7「議案第52号、平成25年度要保護・準要保護児童生徒の認定（継続）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【学校教育課長】

資料の内容につきましては、担当の打矢が説明いたします。

【学校教育課打矢主査】

(審査1件の内容を詳細に説明)

～個人情報のため、未掲載～

【大久保委員長】

議案第52号について、継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議案第52号については、異議ないものと認め、継続することに決定しました。

次に日程の第8「議案第53号、にかほ市教育委員会職員の人事異動について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【教育次長】

(内容を詳細に説明)

【大久保委員長】

議案第53号について教育次長より説明がありましたが、何か質疑やご意見ございますか。

(なしの声)

議案第53号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議案第53号については、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

その他として、事務局より何かございませんか。

(なしの声)

その他に委員の皆さんから、何かございませんか。

(なしの声)

それでは、次の教育委員会ですが、しっかりした日程を組めないようですので、後日、事務局が日程を調整してお知らせすることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

以上、本日提案された案件の審議は、すべて終了いたしました。 それでは、これを持ちまして、平成25年第11回にかほ市教育委員会を閉会します。

(閉会 午後3時00分)

署名

にかほ市教育委員会 委員長 大久保 敏一

" 委員 佐々木 邦子

" 委員 金谷 和子